

平成27年9月25日

第79回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第79回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年9月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号
会議年月日 平成27年9月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第79回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議長 (30番委員)	<p>【開会】 ただいまより第79回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。 先唱は24番、濱田平八郎委員にお願いします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略) 着席願います。</p>
議長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は30名であります。定数に達しておりますので直ちに第78回遠野市農業委員会総会を開会します。 31番山崎登久昭委員からは欠席する旨、1番菅原一雄委員からは途中退席する旨の届け出があり、これを許可しましたので報告致します。また、本日●●●●●●●●●●より傍聴の申込みがあり、これを許可いたしましたので報告いたします。</p>
議長	<p>【事務事業経過報告】 日程に先立ちまして、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい、議長。お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございます。これに基づきまして、抜粋でございすが前回の総会から1ヶ月間の経過報告と今総会以降の主な行事予定を読み上げたいと思います。8月27日～28日、農業委員県外研修でございすが。これにつきましては、青森県の方に出向いております。この際に東北北海道農業活性化フォーラムに出席も併せて2日間の研修を行ったところでございすが。研修場所といたしましては青森県庁・黒石市農業委員会でございます。8月29日、戦後70年遠野市戦没者追悼平和記念会及び8月31日には平成27年度遠野みらいづくりカレッジ、遠野京都文化資本研究会出版記念フォーラムこれらはいずれも会長が出席してございすが。9月1日～8日までの間、各地区ごとに農地パトロール・農地利用状況調査を行ったところでございすが。9月4日～17日までの期間、遠野市議会9月定例会が開催されました。9月4日の冒頭の本会議、そして9月7日・8日の一般質問、9月17日の最終本会議に会長が出席しております。9月9日は、第3回女性農業委員業務検討会を開催してございすが。9月17日、本日の案件に議案として上程しております現地について確認調査を行ったところでございすが。同日でございすが、第2回遠野市農業委員会だより編集委員会を開催したところでございすが。昨日第6回運営委員会を開催してございすが。本日の総会でございすが。 9月26日以降の主な行事予定でございすが、来年の予定まで載せておりますけれども直近の部分をご説明したいと思ひます。まず9月29日でございすが。岩手県女性農業委員ポラーノの会遠野地区懇談会ということで、総合食育センターで10時に開催されます。これにつきましては女性農業委員さんが中心となりまして、女性農業者を中心に参加者を募りまして約70名ほどの参加という状況になってございすが。9月30日、農業委員ブロック研修会が北上市の方で開催されます。このブロック研修会におきまして、会長職務代理者より農業新聞の取り組みについての報告がなされます。10月1日、遠野市政施行10周年記念式典及び祝賀会がみやもりホール及び宮守体育館で開催されます。そして後に報告いたしますが、10月8日第7回遠野市農林水産振興大会地区協議会が各地区において開催されます。10月8日に一斉に行われるわけでございすがけれども、これについては農業委員さんにも出席案内が届きますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。詳しくはその他の部分でご説明いたします。10月13日が農地法等申請締切日、10月15日でございすが農業委員会長・事務局長対応ということで、農業委員会法改正についての説明が会議の場でなされることになっております。19日、農地法等の現地確認調査でございすが。そして10月28日、第3回の農業委員会だより編集委員会。次回第80回総会が10月27日でございすが。なお、運営委員会の日程についてはまだ確定しておりませんので報告書に掲載していないことをご了承いただきたいと思ひます。直近の予定は以上でございすが。なお、先ほど遠野市農林水産振興大会のお話を申し上げましたが農</p>

	<p>林水産振興大会は11月26日にあえりあで開催する予定となっております。以上でございます。</p> <p>【報告事項】</p> <p>次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件の専決処分について事務局長に報告いたさせます。</p>
議 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。</p> <p>(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
事務局長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。</p> <p>(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関し質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分の報告について事務局に報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分の報告についてでございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分がなされたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。</p> <p>1番、申請者、事業者借受人となります。●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。土地につきましては、●●町1筆599平方メートルでございます。事業内容については農家住宅として出されたものでございました。本案件につきましては、平成27年6月25日開催の第76回総会におきまして許可相当として可決をいただいたものでございます。農地法に係る事務処理要領というものがございます。その中で、標準的な事務処理期間として行政指導として処理をしていくものがございます。その中で、転用申請地に抵当権が設定されておりまして関係司法書士等を通じまして抹消登記を事務処理期間内に完了させるということで申請を可決をいただいたものでございますが、現実的に抹消登記の事務が進まなかったために、一事不再議という規定がございますが、いったん否決となりますと次の許可を受けられないことがございますので、いったん取り下げを行ったということでございます。願出につきましては9月4日にございまして、岩手県知事の受理は9月15日ということになっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告に関して質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について事務局に報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理いたしましたので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。</p> <p>1番、届出者、●●町 ●●●●。●●町1筆1,330平方メートルの内980平方メートルでございます。形状変更の盛土でございます。施行済という内容になっておりまして、この件については農地パトロールで発見したという形でございます。事後申請での届出ということで平成27年9月15日に受理をしてございます。施行時期につきましては3月の下旬ということで聞き取りによる経過となっております。委託施工業者は●●●●という形になっておりまして、原則的には違反転用ということになるものでございますが、農地現状変更届で処理をできるということで追認のような形になりますが、提出をされて確認をしたところでございます。施工業者につきましては、農地に施工を加</p>

		<p>える場合について農地法等による手続きが必要なことを文書で注意を発する予定でございます。以上でございます。</p>
議 長		<p>議長から追加して説明させていただきますが、現状は盛土がされておりました。農地パトロールで発見したというよりも、●●●の千葉委員からこういう案件があるということでパトロールの時点で確認したということになります。ご本人は盛土をして農地として使うことに問題ないという理解の元、業者も手続等は全て完了していると判断していたことから悪意がないということで現状変更に関し問題は無いと判断したものであります。ただいまの事務局からの説明に関しまして質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長		<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p>
議 長		<p>【議事日程】 次に、議案審議に先立ち議事参与の専任についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項はその議事に参与できませんので退席をしていただくこととなります。</p>
議 長		<p>【日程第1】 続いて、日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長		<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に25番綱木秀治委員、26番多田和敏委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。</p>
議 長		<p>【日程第2】 日程第2、議案第41号山崎登久昭農業委員会会長の会長職辞職願に対する同意についてを上程いたします。事務局長より説明いたさせます。</p>
事務局 長		<p>はい、議長。議案第41号農業委員会会長職辞職願に対する同意についてを提案いたします。農業委員会会長から会長職の辞職願の提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定により同意を求めるものでございます。理由といたしましては、体調不良によりまして今後会長職を続けていくことは不可能だということでございます。平成27年9月25日、遠野市農業委員会会長職務代理者 佐々木敦緒。以上でございます。</p>
議 長		<p>説明が終わりました。この案件については、会長職務代理者宛てに辞職願が出されたものであります。慰留に努めたのですが、ご本人は会長職がこれほどまでも重責なものと考えていなかったようにもお話されておりました。本職である農業をやりながら、会長としての職務にも携わらなければならないことによりかなり苦勞をされているようでして、不眠等体調を崩されたということでした。そういったことから、慰留を断念せざるを得なかったということでございます。補足をさせていただきます。</p> <p>説明が終わりました。本案件は人事に関わる案件ですので、質疑は省略しただちに採決いたします。議案第41号山崎登久昭農業委員会会長の会長職辞職に関し同意することにご異議ございませんか。</p>
29番 委員		<p>はい、議長。</p>
議 長		<p>29番。</p>

29番委員	もし差支えがなければ、辞表願の内容をお教えいただきたいと思うのですが。
議長	差支えはないと思いますので、内容を読み上げてください。
事務局長	はい、議長。それでは辞職願の内容を読み上げさせていただきます。 「辞任届 私はこの度一身上の都合により、会長職を辞任いたしたく届出いたします。平成27年9月18日 遠野市農業委員会会長 山崎登久昭」これは遠野市農業委員会会長職務代理者、佐々木敦緒様宛でございます。以上でございます。
議長	29番菊池康祝委員、よろしいでしょうか。
29番委員	はい。
10番委員	議長。この件に関しての質問はしてはいけないのでしょうか。
議長	人事に関わる案件ですので質疑は省略すると言いましたが、納得できないのであれば質問してください。それでは暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	再開いたします。事務局からの説明が終わりました。本案件は人事に関わる案件ですので、議案に対する質疑は省略しただちに採決いたします。議案第41号山崎登久昭農業委員会会長の会長職辞職願に対し、同意することにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、議案第41号山崎登久昭農業委員会会長の会長職辞職は同意することに決しました。ここで10分間休憩いたします。 (休憩)
議長	再開いたします。
議長	【日程第3】 日程第3、会長の互選についてを上程いたします。局長から説明を求めます。
事務局長	はい、議長。会長の互選について説明いたします。農業委員会に関する法律第5条第2項に会長は委員が互選した者をもって挙げるとございます。選挙による方法では、公職選挙法95条の規定により有効投票者数の最高得票者で且つ同条第3項による有効投票者総数の4分の1以上取れた者が当選人となるとされております。また、もう一つの方法につきましては地方自治法第118条第2項に基づく指名推薦の方法による場合であり、特定の者をあらかじめ指名してこれを当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限って投票を用いないでその者を当選人とするというものでございます。なお、任期でございます。例えばJA等では総代会等決定の瞬間に新しい代表に交代ということになりますが、農業委員会の取り扱いといたしましては遠野市農業委員会規則第4条第4項に会長の任期は委員会の委員としての残任期間と同一とされていることから、日にち単位で取り扱うべきと考え翌日の9月26日からの任期となるものでございます。以上でございます。
議長	ただいま、局長より説明がありましたとおり会長の互選方法は公職選挙法95条の規定による選挙の方法と、地方自治法第118条第2項による指名推薦の方法がでございます。そこで提案いたします。会長互選方法は選挙によらず、選考委員会を設置して指名推薦と

	したいと思いますがご異議ございませんか。
14番委員	議長。遠野市農業委員会規則を読みますと、第4条の段階で会長が欠けた場合の後任者の互選は、第1項の規定により会長の互選を行う時には年長の委員が臨時に議長の職務を行うという規定があるんですが、これではないのでしょうか。
議長	はい。全員協議会等を開催する場合は年長委員ということになっておりますけれども、この総会の場においては議長はあくまでも会長もしくは職務代理者であるという解釈をして進めさせていただきたいと思います。
14番委員	すみません、今回は会長の互選ですよね。
議長	そうです。
14番委員	農業委員会の規則の中に会長の互選等とあるんです。会長が欠けた段階で後任の互選は年長の委員が臨時の議長の職務を行うとなっているのは、総会は関係ないということですか。
事務局長	議長、よろしいですか。
議長	はい。
事務局長	ただいまの規則第4条第3項についてのご質問ではないかと思えます。会長の互選を行う時は年長委員が臨時に議長の職を行うということでございますが、この第3条3項は第1項の規定により会長の互選を行う時となっておりますので、第4条第1項につきましては委員会の会長の互選は、委員の一般選挙の後でございますので農業委員選挙が行われた後の最初に行われる総会について、その規定により会長の互選を行う時は年長の委員が臨時に議長の職務を行うということでございますので、改選後第1回目で会長を決める時には年長者ということの解釈でございます。
議長	千葉委員、よろしいですか。
14番委員	その時に職務代理者が議長職を行うという規定はどこにあるんですか。
事務局長	はい、議長。
議長	事務局長。
事務局長	第6条に会長職務代理者がございまして、会長が欠けた時または会長に事故があった場合委員の内からあらかじめ総会において互選した委員がその職務を代理するというところでございますので、会長が事故ある時はあらかじめ選出した会長職務代理者がその会の議長となるというものでございます。これは6条に記載されているものでございます。
議長	千葉委員よろしいですか。
14番委員	はい、わかりました。
議長	それでは指名推薦の方法としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、選考委員を選出したいと思います。選考委員は各町から1名、農

		<p>協・共済・改良区の団体推薦から1名、議会推薦から1名、合計11名で組織したいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、会議を休憩してそれぞれ選考委員を選出したいと思います。それでは、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>それでは会議を再開いたします。選考委員長から報告を求めます。</p>
2 番 委 員		<p>はい。選考委員長の似田貝です。先ほどの選考委員で話し合いをしましたけれども、会長に佐々木敦緒委員を推薦いたします。農業委員会会長となりますと、多岐に渡る農業問題あるいは行政との問題等様々な業務について十分力を発揮していただけたと思いますので、佐々木委員を推薦することといたします。そういう事にいたしましたのでよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>委員の皆様にお諮りいたします。ただいま選考委員長の似田貝順一委員から、会長に不肖私佐々木敦緒ということで推薦をいただきましたが、このように決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認め、会長に佐々木敦緒委員が選出されました。それでは、就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、選考委員の皆様からご推挙いただき、合併以来4代目となりますが新遠野市農業委員会会長を仰せつかる事になりました。今、農業問題は大変厳しい状況でございます。そして更にも増して農業委員会法の改正が国会で可決されたところであります。待ち受けておるのは、当遠野市農業委員会の農業委員の数がどうなるのか、条例改正等になります。これらに向けて果敢に挑戦をしていかなければならない、待ったなしの状況下であります。そういう時に会長にご選考いただきましたことに感謝を申し上げます。頑張りますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>この会長の互選方法の際局長から説明があった通り、明日9月26日からの任期となるため、今後の議事につきましては引き続き職務代理者として私が議長となり進行させていただきます。次に、私が会長に選任されましたことで会長職務代理者が空席となりますので、日程にはございませんが引き続き会長職務代理者の選任を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、会長職務代理者の互選について上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局 長		<p>はい、議長。</p>
議	長	<p>事務局長。</p>
事 務 局 長		<p>会長の職務を代理する者の互選について説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項に会長が欠けた時また事故ある時は委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。会長と同様、選挙による方法では公職選挙法第95条の規定により有効投票数の最高得票者で且つ同条第3項による有効投票者数の4分の1以上の得票を得た者が当選人となるとされております。もう1つの方法につきましては、地方自</p>

議 長	<p>治法第118条第2項の規定に基づく指名推薦の方法による場合であり、特定の者をあらかじめ指名して当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り出席者全員の同意があった場合に限って投票を用いないでその者を当選人とするというものでございます。なお任期でございますが、会長と同様残任期間と同一とするとされていることから日にち単位で扱うべきと考え翌日の9月26日からの任期となります。以上でございます。</p> <p>ただいま局長から説明がありましたとおり、会長の互選方法と同様会長職務代理者の互選につきましても公職選挙法第95条の規定による選挙の方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がでございます。そこで提案いたします。会長職務代理者の互選方法は、選挙によらず選考委員会を設置して指名推薦の方法といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、先ほど会長互選で設置いたしました選考委員で会長職務代理者の選考協議を行ってもらうことでご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、ただちに会長職務代理者候補を協議する選考委員会を開催してください。それでは暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>それでは会議を再開いたします。選考委員長から報告を求めます。</p>
2 番 委 員	<p>はい。選考いたしました結果、会長職務代理者には上郷の佐々木誠一委員を選考委員全員一致で推薦したいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>委員の皆様にお諮りいたします。ただいま選考委員長の似田貝順一委員から、会長職務代理者に佐々木誠一委員を推薦していただきました。このように決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会長職務代理者に佐々木誠一委員が選出されました。それでは、選任されました佐々木誠一委員から就任のご挨拶をいただきます。</p>
1 2 番 委 員	<p>はい。急きょ私の方にご指名いただきましたけれども、選考委員会でお話しているのを聞きますとかなり難しいことだと感じました。前の会長と私は同じ上郷の佐比内でございます。責任を常々感じておりまして逃げたいなと思った事もありましたけれども、ご指名をいただいたのでそれなりに考えました。その条件の1つとして先ほどもお話されていましたが、とにかく皆が知恵を出してまとまっていくというのが前提だと。言葉尻を捕まえて振り回したり、足を引っ張るという考えではなくて、遠野市農業委員会が1つのまとまりとして、皆様のお力をお借りして引っ張っていくというのが私の前提条件でございます。2つ目は、JA全中が60年ぶりに大雨が降っています。合理化によるものですが、その辺も農業委員会に掛かってくると思いますので会長と共に先取りした考えを打ち出していく必要があると感じています。農産物関係等も問題があると思いますが、それに負けないような遠野のやり方というのを考えていく必要があると思っておりますので、皆さんの知恵やご指導、リードをお願いして私の挨拶といたします。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>

【日程第4】

次に日程第4、議席の決定についてであります。慣例により会長の議席は31番、会長職務代理者の議席は30番になっておりますので、会長に選任されました私が31番、会長職務代理者に選任された佐々木誠一委員が30番、山崎登久昭委員が12番ということで決定させていただきます。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

【日程第5】

次に日程第5、専門委員会委員の互選についてですが、会長はどちらの専門委員会にも所属しないことになっておりましたので、私が会長に選任された事に伴いまして、私が所属している農地専門委員会に山崎登久昭委員を配属させていただくことで、決定させていただきますことにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

7 番 委 員

議長。

議 長

はい。

7 番 委 員

日程には載っていないんですが、農地専門委員長と副委員長の私の辞表を24日付で受理したと山崎会長から聞いておりますので、農地専門委員長並びに副委員長もこの場で決めていただきたいと思います。

議 長

佐々木恵美子委員には先ほど申し上げましたとおり、皆さんには通知になっておりません。緊急やむを得ないという会議規則は、前の職務にいた者が上位に任命される時は該当しますが、今申し上げた件は24日、昨日のことです。通知する暇はございませんので、議案として提案することはできませんでした。ご理解をお願いいたします。

7 番 委 員

では、今日以外ということをお願いします。

議 長

この場での発言は該当しませんので、別な席での話し合いということでご理解をお願いします。

7 番 委 員

はい。

議 長

次に農地法等に関わる議案総括法の説明を事務局にいたさせます。

農 地 係 長

はい、議長。それでは議案書4ページ・5ページでございます。第79回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条今月計4件51,012平方メートル。利用集積今月計13件51,261平方メートル。法第4条今月計1件22,874平方メートル。法第5条今月計12件25,296平方メートル。適用外はありません。法第18条第6項もありません。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

【日程第6】

日程第6、議案第34号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。

農 地 係 長

はい、議長。議案第34号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出さ

	<p>れた下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。案件は1件でございます。</p> <p>1番、●●町5筆12,459平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。5年間の使用貸借の新規でございます。借受人は新規就農のため要請し、借り受けるものでございます。畜産経営をするもので、牧草栽培をする計画となっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、●●町担当委員から現地確認の結果及び補足の説明を求めます。</p>
7 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>7番。</p>
7 番 委 員	<p>7番佐々木です。現地確認のご報告をさせていただきます。借受人は、●●●●●●●●●●を受給されることになっている青年です。5年後には和牛を15頭に増やしたいという目標を掲げて新規就農を始めたところでございます。現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は無いと思われ、草地の刈り取り面積も農業を始める第1歩といたしましては良い面積ではないかと思えますし、今後も空き農地を借りて草地を増やしていくと計画されているようです。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上、現地確認調査の結果及び補足の説明を終了します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、終結いたします。お諮りいたします、議案第34号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>次に日程第7、議案第35号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。議案第35号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町13筆38,354平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。父から譲り受けられるものでございます。生前一括贈与でございます。</p> <p>2番、●●町1筆126平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●県 ●●●●。贈与でございます。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外に居住し耕作ができないため以前の所有者に要請し譲り渡すものでございます。譲受人は牧草を栽培する計画です。</p> <p>3番、●●町1筆73平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与でございます。2番の譲受人と3番の譲渡人は同一人物でございますが、3番につきましては平成5年に分家分けをした際に名義変更の手続きをしておらず、そのまま●●●●氏が使っていたということでございまして、今般正式に手続きを踏み所有権の移転を行うものでございます。牧草を栽培しております。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。ご審議をお</p>

		願いたします。
議 長		ただいまの説明に関連し、地区担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお、親子間の所有権移転については現地確認結果の説明を省略します。●●町担当委員お願いします。
27番委員		はい。27番古屋敷です。17日、事務局2名・地区担当委員3名でもって現地確認をいたしました。2番の件は事務局の説明のとおりですが、この●●さんという方は20年以上ここに住んでおらず、現在●●●●さんが草刈等田の管理をしておりました。ですから何ら問題ないと確認してまいりました。それから3番に関しましては事務局の説明のとおりであります。以上です。
議 長		ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長		質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第35号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
議 長		ご異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり可と決しました。
議 長		【日程第8】 次に日程第8、議案第36号農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農業振興係長		はい、議長。議案第36号農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回は全部で13件の案件がございます。番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、設定する利用権、権利の種類という順で読み上げてまいります。 1番、●●●●、●●●●、●●町6筆3,728平方メートル、所有権の移転ということで平成27年9月28日を予定しているものですが、これはあっせん事業を行っておりまして、この度売買が成立したことにより上程するものでございます。総額60万円という金額になってございます。 2番、●●●●、●●●●、●●町3筆2,211平方メートル、5年間の使用貸借権の設定です。なお、これは更新となります。 3番、●●●●、●●●●、●●町1筆679平方メートル、4年6ヶ月の賃貸借権の設定でございます。 4番、●●●●、●●●●、●●町1筆810平方メートル、5年の使用貸借権の設定でございます。 5番、●●●●、●●●●、●●町2筆2,053平方メートル、5年の使用貸借権の設定でございます。 6番、●●●●、●●●●、●●町5筆9,687平方メートル、4年6ヶ月の賃貸借権の移転です。 7番、●●●●、●●●●、●●町5筆1,441平方メートル、6ヶ月の使用貸借権の移転です。 8番、●●●●、●●●●、●●町1筆3,514平方メートル、3年6ヶ月の賃貸借権の移転です。 9番、●●●●、●●●●、●●町3筆6,881平方メートル、4年6ヶ月の賃貸借権の移転です。 10番、●●●●、●●●●、●●町2筆3,589平方メートル、4年7ヶ月の賃貸借権の移転です。 11番、●●●●、●●●●、●●町1筆1,471平方メートル、4年6ヶ月の賃貸借権の

		<p>移転です。</p> <p>12番、●●●●、●●●●、●●町3筆4,880平方メートル、5ヶ月の賃貸借権の移転です。</p> <p>13番、●●●●、●●●●、●●町3筆10,317平方メートル、3年6ヶ月の賃貸借権の移転です。</p> <p>6番～13番までの件に関しましては、●●●●氏がこの度認定新規就農者になられたことに伴いまして、現在農業を営んでいる●●●●氏の経営要件の設定を親から子への経営移譲に伴うことによって利用権を移転するというものでございますので、問題ないということで今回の利用権の設定に議案として提案するものでございます。以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。4番・5番について質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。4番・5番を除く11件について、質疑ございませんか。</p>
29番委員		<p>はい。</p>
議	長	<p>29番。</p>
29番委員		<p>教えていただきたいんですが、親子間の移転で契約期間がそれぞれ違うというのは何故ですか？</p>
農業振興係長		<p>はい、議長。本件につきましては、すでに●●●●氏が農地を借り受けているものでございます。子が新規就農者になられるということで経営移譲で農地を使って農業経営をしていくということで、●●●●氏が借りていた分を●●●●氏に権利を移転するものでございますので、もともとの所有者は別な方々でして所有者ごとに契約期間が違ってまいります。利用権の設定状況が違ってございますので、ご理解をお願いいたします。</p>
議	長	<p>29番、よろしいでしょうか。</p>
29番委員		<p>もう少し詳しく聞きたいんですが、例えば12番は契約期間が5ヶ月になっておりますが、5ヶ月後にまたこういう形で提案をされるのでしょうか。</p>
農業振興係長		<p>はい、議長。委員の仰るとおりでございます。平成28年2月28日が終期となっておりますので、ここの土地は●●●●氏という方ですが、●●●●氏と●●●●氏との契約が提案されると見込まれます。</p>
議	長	<p>よろしいでしょうか。簡単に説明しますと、今まで●●●●さんが●●●●さんと契約を結んでいました。家族である息子さんにその利用権を移すということです。そしてその利用権は期間が切れた段階で、新たに息子さんと●●さんが契約を結ぶということになります。その他ございませんか。</p>

18番委員	はい。
議長	18番。
18番委員	18番阿部です。6番～13番までの貸し借りで、賃料が大体6,000～15,000円となっており金額に差があるんですが、利用権を移転する場合に条件の修正をするといったことはしないんですか？
農業振興係長	はい、議長。設定する利用権が変わる場合は、いったん解約をしてもう一度新規として契約を結び直していただくということになりますので、同一条件の場合のみ利用権の移転ができるということになっております。
議長	阿部委員よろしいですか。
18番委員	はい。
議長	その他ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。議案第36号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。
議長	【日程第9】 日程第9、議案第37号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農業振興係長	はい、議長。議案第37号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、計画の作成について意見を求めるものでございます。今回は1件でございます。 1番、利用権の設定を受ける者 ●●町 ●●●●。●●町3筆5,559平方メートル。10年間の賃貸借権設定、賃料は10アール当り9,000円、水稻作付の予定でございます。この案件は、8月25日の第78回総会において利用権の設定をしたものでございまして、問題がないと判断し上程したものでございます。ご審議の方よろしく申し上げます。
議長	質疑に入ります、質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第37号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

		(「なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可と決しました。
議	長	<p>【日程第10】</p> <p>次に日程第10、議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町2筆22,874平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。盛土による形状変更でございます。6ヶ月間の一時転用でございます。</p> <p>申請人は、畑の窪地の段差を解消し採草作業の安全確保と作業の利便性を図るため、窪地について盛土をするものでございます。客土につきましては、■■■■■■■■の造成工事で発生する土を利用する計画で、高さにいたしまして70センチから1メートル10センチほどのかさ上げをしようとするものでございます。盛土につきましては水平ではなく、道路からなだらかに奥の方に傾斜を持つ平らな地面にする計画でございます。雨水排水につきましては、平らにするという都合上周囲に土側溝を設置して浸透するように計画をしているところでございます。申請地につきましては、農業振興地域内の農用地でございますが耕作の利便性を上げるための一時的な転用であるため、転用に問題はないものと考えます。以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたが、議事進行が長引いております。席を外す場合は挙手をしてそのまま退席いただければと思います。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。</p>
7番委員		はい。
議	長	7番。
7番委員		<p>7番佐々木です。ただいま事務局から説明がありましたとおりですが、場所は●●町の●●地区になります。作業の安全性・効率性だけではなく、傾斜になっていることから水はけも悪く、良質な草地を目指すためにも盛土をして水平を保つというのはあるべき計画ではないかと思えます。業者より計画表も提出されていて、内容に問題ないと思えますが2筆の間には第三者の農地もありますので、今後作業の経過を見ていきたいと思っております。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で、現地確認の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第38号は原案のとおり可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可と決しました。
議	長	<p>【日程第11】</p> <p>次に日程第11、議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決</p>

●●●。この案件につきましては、報告第2号でいったん取り下げをしたものを整理された登記簿により再度申請をするものでございます。抵当権の解除がされた登記事項証明書の添付がございました。

7番～10番までは関連がありますので一括で説明をさせていただきます。

7番、●●町11筆8,986平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。

8番、●●町3筆1,500平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。

9番、●●町7筆5,923平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。

10番、●●町1筆568平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。

●●●。事業内容につきましては、太陽光発電設備の設置でございます。譲受人につきましては、地球温暖化の抑制及びクリーンエネルギーを利用した電力の安定供給のため太陽光発電設備を設置しようとするものでございます。南に面している4か所の候補地から当地を選定したものでございます。事業にあたって所有者と協議した結果、所有者の同意を得られ東北電力との連携点が至近距離にあり工事のコスト面と発電した電力を無駄なく送電できるため当地を選定されたものでございます。経済産業省からの再生可能エネルギー設備の認定通知、東北電力からの系統連携承諾書を受けております。保安面では周囲にフェンスを張り、侵入による事故を予防しようとするものでございます。申請地につきましては、特定土地改良事業等を実施していない河川と段差に挟まれた小集団の農地であり、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は原則不許可ですが、申請に係る土地の代替性が無いことから転用に問題はないと判断いたしました。すみません、全体計画面積の説明を漏らしてしまいましたので追加をさせていただきます。太陽光の発電設備といたしましての全体の面積は19,151平方メートルとなっております。その内、農地として転用される面積は16,977平方メートルでございます。当地につきましては国土調査が終わっていない地区でございます。赤線・青線の解釈、また内部には無地番地で財務省の管轄の土地があります。そちらの部分につきましては、赤線・青線の部分は建設課と協議、それから無地番地については財務省との協議が進行中であります。問題なく受けられるという回答を受けてございます。

11番、●●町3筆3,730平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。工場建設のための売買でございます。譲受人は、受注の増加に対応するため生産体制の強化のため工場の整備をしようとするものでございます。現存の工場との連携を考え、4か所の農地を選定し交渉を進めてきたところ、所有者の同意が得られ且つ経営面でも合理的である現在の工場の隣接地を選定したものでございます。施設の概要につきましては、工場1棟・従業員用の駐車場・通路・保安施設である法面となります。用水や雑排水、雨水につきましては現工場の設備に接続をする予定となっております。申請地は特定土地改良事業等を実施していない小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は原則不許可ですが、申請に係る土地の代替性が無いことから転用に問題はないと考えております。

12番、●●町1筆1,000平方メートルの内423.04平方メートル。借受人、●●県 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。仮設作業場の一時転用でございます。借受人は、携帯電話無線基地局の設置に伴う仮設作業場として利用しようとするものでございます。仮設事務所1棟・仮設トイレ1棟・仮設作業場として利用する計画でございます。携帯無線基地局といたしましての転用は、現在農業委員会に申請する必要がないとされております。取り付け道や仮設事業事務所を構える場合は農業委員会の許可が必要となっております。雨水につきましては、排水設備を設けず道路側溝へ流入させるということでございますし、トイレにつきましては汲み取り処理をするという計画でございます。申請地は特定土地改良事業等を実施していない小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は原則不許可ですが、一時的な使用であり事業完了後速やかに農地に復元するとされていることから、転用に問題はないと考えております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議

長

ご苦勞様でした。ただいまの説明に関連して、各町の担当委員から現地確認の結果及

		<p>についてですが、●号線沿いの●●町と●●町の境の所にあります。こちらから向かって右側の方になります。現在の畑の状況ですが、草刈等の自己保全管理をしているということでございます。周辺に他の人々の農地もございますが、周囲に問題はないと確認をしてきたところでございます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ご説明ありがとうございました。以上で現地確認の結果及び補足の説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第39号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第12】 次に日程第12、議案第40号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。議案第40号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。1件でございます。</p> <p>申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆375平方メートルでございます。この案件につきましては、●●●●の所有地が市道用地として買収されたために、駐車場用地に不足を生じることから隣接地を取得して整備しようとするもので、平成26年9月24日開催の第66回総会で承認相当の意見をいただき、平成26年10月15日に県の許可を受けたものでございます。変更する理由につきましては、●●●●線の市道工事の影響でございますが、●●●●発注の●の工事自体が遅れてしまい、●●●●線の市道工事にも遅れの影響が出たということでございまして、取り付け道路の位置や造成高を決められないでいたということで着工できないために、終了期間について延長し事業を実施しようとするものでございます。事業計画の始期につきましては、許可を受けた直近ということで平成26年11月からということで変更はございませんが、終期につきまして建設課等との協議の結果、平成29年4月に完成予定ということでの事業計画に変更しようとするものでございます。以上、よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>本案件は事業計画期間の変更であるため、現地確認結果等の説明を省略しただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第40号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】 その他、委員の皆様から何かございましたらお願いします。</p>
25番委員		<p>はい。</p>

議 長	25番綱木委員。
25番委員	25番綱木です。先般、農業委員会だよりの方で編集会議を行いました。そこで、皆さんで是非農業委員会だよりに寄稿したい、これを挙げてほしいという話題がございましたら事務局または編集委員にご連絡をお願いします。ただ、寄稿の文は文字が250字以内と限られておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ただいま編集委員長の綱木委員から、委員さんが普段活動していることの情報、記事として伝えることがあれば寄稿をお願いするという要請でございました。この件に対して質問ございませんか。
議 長	質問無いようですが、その他にございますか。
14番委員	はい。
議 長	千葉委員。
14番委員	前回の総会で遠野市のホームページの件を何度も質問したんですが、議事録が平成24年の4月からホームページに掲載されていないんです。そこで質問したところ検討しているという話をされたんですが、どこまで検討していて掲載するのかわからないのかを確認をしたいと思います。
議 長	この件については、昨日の運営委員会でも事務局から報告がありましたので、事務局長から詳しく説明をお願いします。
事務局長	はい。総会で千葉委員から2、3度ご質問がありまして、検討するというご回答をしておりましたが、作業は進めております。平成24年以前は部会制を敷いておりましたので、農政部会・総会・それから農地部会についてはご存じのとおり個人情報がかかり出るので農地部会の分を載せるのは控えておきました。総会の分につきましては、個人情報の部分をどうするかというのを検討してまいりました。個人情報の分を黒丸でつぶしたり等見えないような形で、約1年半分の議事録の内完了した分については今年中を目途に掲載していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。
議 長	随時掲載していくという考えのようでございますが、よろしいでしょうか。
14番委員	はい。
議 長	その他ございませんか。
議 長	無いようですので、事務局から何かありませんか。
農業振興係長	はい、議長。事務連絡でございます。封筒の中身をご覧いただきたいと思います。まず最初に、27年度の県外研修の収支決算書が参加された方に渡ってございます。やむを得ず欠席された方には渡っておりません。決算はそのとおりとなりまして、精算をさせていただきました。無事に終えることができました、ありがとうございます。また、写真を同封しておりましたのでご確認をお願いしたいと思います。2点目は平成27年度農業委員県南ブロック研修会参加者名簿ということで、9月30日に行われます県南ブロック研修会の参加者が決まりました。委員23名、事務局職員1名で24名の参加ですので、マイクロバスでの移動となります。皆さんに渡っておりますので、出欠・乗降場所・昼食の希望に誤りがないか確認をお願いします。誤りがある場合は、総会終了後でも構わないので速やかにご連絡をお願いしたいと思います。なお、昼食代については当日申し受けますのでよろしくお願いいたします。次に、農業統計協会発行の農業日誌等のパン

フレットがございます。希望される委員におかれましては、事務局の方へ申し出ていただきたいと思ひます。そしてもう一つが、全国農業新聞が1部入ってございます。これは県の農業会議から勧誘活動に使ってくださるということで送られてきた物でございます。勧誘の際にお使いいただければと思ひます。資料はありませんが、岩手県農業委員大会が11月6日に開催されることで委員の皆さんには郵送でご案内しております。欠席・乗降場所等の変更をされる場合は事務局にご連絡をお願いいたします。なお、連絡がない時は出席と見なさせていただきますのでご了承をお願いいたします。以上でございます。

議長 長 ただいまの説明に関しまして、ご質問ございませんか。

事務局 長 すみません、封筒の中に遠野市農林水産振興大会事務協議会設置要領と書いた資料がございます。それをご覧になっていただきたいと思ひます。農業委員を長くやっていらっしゃる方ならお分かりになると思ひますが、今年3月に改選になりまして新任の農業委員さんが多いので、改めてこの件について説明をさせていただきたいと思ひます。例年、11月末に遠野市農林水産振興大会が開催されております。先ほど事務事業経過報告にもありましたとおり、11月26日に開催される予定となっております。つきましては、この農林水産振興大会での表彰者・意見・要望について地区協議会で検討して提出していただかなければならないというのが、農林水産振興大会の流れでございます。まず1ページ目には地区協議会の実施要項ということで、4番の地区協議会の構成に農業委員さんが入っております。その他にも、JAの理事さんや各農業関係機関団体の役員の方々が入っているところでございます。そして2ページ目には、今年度の農林水産振興大会の地区協議会開催案ということで、事務事業報告の最後にお話しましたが今年度は10月8日に一斉にこのとおりの開催場所で地区協議会が開催されることになっております。農業委員さんの役割につきましては、各地区の協議会の会長と副会長を担っていただくこととなります。これは申し訳ありませんが、無条件で事前に会長・副会長を決めていただきスムーズに選出できるようにと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。3ページ目にあります、地区協議会の会長・副会長の他に事務局長を関係機関団体の課長さんが担いまして、庶務を担当しますのが市の農業振興課・農家支援室・農業委員会事務局の職員がそれぞれ地区に割り振られて行うということになってございます。率直に言いますと、地区協議会の会長・副会長になっていただいて様々な意見を出していただければと思ひますので、ご案内が行くと思ひますのでご理解の程よろしくお願ひいたします。なお、一番最後の4ページには農林水産振興大会開催までのスケジュールを載せておりますので、参考にご覧になっていただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいまの事務局長からの説明に対して、ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 それでは、本日の総会、議長が不慣れなために長引かせてしまったことをお詫び申し上げます。以上を持ちまして、第79回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変、ご苦勞様でございました。

午後 5 時00分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 25 番 _____

同 26 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____